

茨城県土木部建設コンサルタント業務成績評定要領

令和 8 年 4 月

土木部検査指導課

茨城県土木部建設コンサルタント業務成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、茨城県土木部が所掌する建設コンサルタント業務(以下「委託業務」という。)の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる委託業務は、次の各号に掲げる業務をいう。

- 一 設計業務等共通仕様書（以下「設計共通仕様書」という。）に定める調査業務及び計画業務。
ただし、運用に定める単純調査業務（以下「単純調査業務」という。）を除く。
- 二 設計共通仕様書に定める設計業務
- 三 地質・土質調査共通仕様書に定める地質調査業務
- 四 測量作業共通仕様書に定める測量業務
- 五 建築設計等業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいう。）及び建築又は建築設備に関する診断業務

2 評定は、原則として当初の委託に付する額が500万円以上の業務について行うものとする。

(評定者)

第3条 委託業務の評定者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる検査員、総括監督員及び監督員とする。

- 一 検査員
茨城県土木部建設コンサルタント業務検査要領第4条に定める検査員をいう。
- 二 総括監督員
当該事務所の発注担当課長をいう。
土木主管課が事務所に委任せず発注する委託業務にあつては、原則として担当補佐をいう。
建築主管課にあつては、原則として1,500万円以上の委託は課長,1,500万円未満の

委託は課長補佐（技術総括）をいう。

三 監督員

茨城県建設工事施工等の手続及び監督規程(以下「監督規程」という。)に基づき、
任命された職員をいう。

(評定の方法)

第4条 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、第2条第1項第1号及び第4号に規定する業務にあつては別記様式第1-①の委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）に、第2条第1項第5号に規定する業務にあつては別記様式第1-②の建築設計等委託業務成績評定表（以下「建築等評定表」という。）に記録するものとする。

(評定の時期)

第5条 検査員である評定者は完了検査を実施したとき、総括監督員及び監督員である評定者は委託業務が完了したとき、それぞれ評定するものとする。

(評定表の提出等)

第6条 検査員は、全ての評定者が評定を終了したときは、遅滞なく「評定表」を検査指導課長、土木主管課長、建築主管課長又は所長に復命するものとする。

2 検査指導課長又は土木主管課長は、監督規定第103条第1項から第2項までの送付を行うときは、当該委託業務に係る評定表又は建築等評定表及び土木関係委託業務成績評定考査基準又は建築関係設計等委託業務成績評定考査基準に定める採点表、その他必要な資料等の写しを添付することにより、土木主管課長、建築主管課長又は所長に評定結果を送付するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 知事又は所長は、評定結果の復命又は送付があつたときは、遅滞なく、当該委託業務の受注者に対し、評定の結果を別記様式第2「委託業務成績評定通知書」（以下「通知書」という。）により、監督規定第103条第3項から4項の通知と同時に
行うものとする。

なお、通知書に記載のある別表については、第2条第1項第1号から第4号に規定する業務にあつては別表①の項目別評定表に、第2条第1項第5号に規定する業務にあつては別表②の「建築設計等委託業務成績評定通知表」によるものとする。

(評定の修正)

第8条 知事又は所長は、評価結果を通知した後、評価を修正する必要があると認める場合は評価を修正し、その結果及び理由を別記様式第2-1「委託業務成績評価修正通知書」により当該委託業務の受注者に通知できるものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、通知を行った者に対し評価の内容について説明を求めることができる。

2 知事又は所長は、前項の規定による説明を求められたときは、速やかに、委託成績評価委員会の審議を経て別記様式第3「委託業務成績評価に係る説明書（回答）」により回答するものとする。

(評価結果の公表)

第10条 評価が確定したときは、別表③（閲覧用）の写しを閲覧により公表するものとする。

2 公表は、当該委託の存する発注事務所（課）で行い、公表期間は、完成検査を行った日の属する年度及び翌年度とする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、平成28年4月1日から平成29年6月30日までは試行期間とし、当該期間は第9条及び第10条は適用しない。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、平成29年6月30日までは試行期間とし、当該期間は第9条及び第10条は適用しない。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

委託業務成績評定表					年	月	日
					事務所名： _____		
委託業務等名							
履行場所							
契約金額		当初： ¥		最終： ¥			
履行期間		当初： 年 月 日		～		年 月 日	
		最終： 年 月 日		～		年 月 日	
完了年月日			年		月		日
完了検査年月日			年		月		日
契約相手方		住所					
		業者名					
		代表者名					
管理技術者氏名							
照査技術者氏名							
現場代理人氏名							
主任技術者氏名							
担当技術者氏名		①			⑤		
担当技術者氏名		②			⑥		
担当技術者氏名		③			⑦		
担当技術者氏名		④			⑧		
総括監督員 職・氏名							
主任監督員 職・氏名							
検査員 職・氏名							
考査項目		業務評定（注1）	技術者評定				
			管理技術者 主任技術者 （注2）	担当技術者	照査技術者		
プロセス 評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画					
	実施状況の評価	執行管理					
		品質管理					
		業務特性					
		創意工夫					
	説明調整能力の評価	説明調整能力					
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観						
結果の評価	成果物の品質						
①小計（注3）							
②事故等による減点							
③瑕疵修補又は損害賠償による減点							
④その他（ _____ ）							
総合評定点 = ① + ② + ③ + ④							

- 注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。
 2. 測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。
 3. ①小計は、少数第一位を四捨五入し整数とする。

建築設計等委託業務成績評定表

年 月 日

発注者名 _____

業務名称			
契約金額	当初:	最終:	
履行期間	当初: 年 月 日～ 年 月 日	最終: 年 月 日～ 年 月 日	
完了年月日	年 月 日		
完了検査年月日	年 月 日		
受注者 住所氏名			
管理技術者氏名			
担当技術者氏名	総合:	構造:	:
	電気:	機械:	:
総括監督員職・氏名	職:	氏名:	
監督員職・氏名	職:	氏名:	
	職:	氏名:	
	職:	氏名:	
	職:	氏名:	
	職:	氏名:	
検査員職・氏名	職:	氏名:	
業務評定点			
業務評定点(総合点) ①-③[①-③-④] () []			
(再通知を行った日付 年 月 日)			
業務評定点(総合点)の内訳			
① 業務評定点(総合点:減点無し) () []			
<small>注)本業務については、創意工夫項目を評価していないため、基礎点と同一となっている。</small>			
② 基礎点 () []			
③ 業務履行中又は完了時に生じた事由による減点 (-) []			
④ 業務完了後に生じた事由による減点 []			
管理技術者評定点			
管理技術者評定点 () []			
業務評定点(総合点:減点無し)の分野別内訳			
総合	() []	電気	() []
構造	() []	電気積算	() []
建築積算	(-) []	機械	() []
		機械積算	() []

※複数による検査が行われる場合、検査員全員の所属及び氏名を検査員職・氏名欄に明記して押印すること。

※[]内は修正後

記号 第 号
年 月 日

受注者
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

知事又は事（工）務所長

委 託 業 務 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した下記の委託業務について、茨城県土木部建設コンサルタント業務成績
評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書
面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を
求めることができます。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記
のとおりです。

記

1. 委託業務名 ○ ○ ○ ○ ○ 業 務
2. 履行期間 ○○年○○月○○日～ ○○年○○月○○日
3. 完了検査年月日 ○○年○○月○○日
4. 評定点 別表のとおり
5. 送付先及び手続き等の問い合わせ先

(茨城県土木部検査指導課,発注課又は発注事務所)

項目別評定点

業務名：

審査項目	細別	業務評定 (評定点/満点)	技術者評定			
			管理技術者 主任技術者 (注1・2) (評定点/満点)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1)	
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	点/点	点/点	点/点	点/点
	実施状況の評価	執行管理	点/点	点/点	点/点	点/点
		品質管理	点/点	点/点	点/点	点/点
		業務特性	点/点	点/点	点/点	点/点
		創意工夫	点/点	点/点	点/点	点/点
	説明調整能力の評価	説明調整能力	点/点	点/点	点/点	点/点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	点/点	点/点	点/点	点/点
結果の評価	成果物の品質	点/点	点/点	点/点	点/点	
評定点の小計(注3)		点/点	点/点	点/点	点/点	
事故等による減点		点	点	点	点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		点	点	点	点	
その他()		点	点	点	点	
総合評定点(注3)		点/100点	点/100点	点/100点	点/100点	

- 注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。
2. 測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。
3. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

建築設計等委託業務成績評定通知表

年 月 日

発注者名 _____

業務名称			
契約金額	当初:		最終:
履行期間	当初:	年 月 日～ 年 月 日	最終:
完了年月日		年 月 日	
完了検査年月日		年 月 日	
受注者住所氏名			
管理技術者氏名			
担当技術者氏名	総合:	構造:	:
	電気:	機械:	:
業務評定点			
① 総合点(基礎項目 ^{注1)} 及び創意工夫項目 ^{注2)} の評価による)		()	
注)本業務については創意工夫項目を評価していないため、基礎点と同一となっている。			
② 基礎点(基礎項目のみの評価による)		()	
管理技術者評定点			
管理技術者評定点(管理技術者に対する評価)		()	

注1) 基礎項目とは、全ての業務に共通する基礎的な内容に関する評価項目をいう。

注2) 創意工夫項目とは、業務の履行上の創意工夫に関する評価項目をいい、「創意工夫の余地の小さい業務」については評価を行わない。

注3) 総合点には、業務履行中又は業務完了時に生じた事由による減点がある場合、それを加算している。

記号 第 号
年 月 日

受注者
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

知事又は事（工）務所長

委 託 業 務 成 績 評 定 修 正 通 知 書

貴社が受注した下記の委託業務について、茨城県土木部建設コンサルタント業務成績
評定要領に基づき評定を修正したので通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書
面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を
求めることができます。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は、下
記のとおりです。

記

1. 委託業務名 ○ ○ ○ ○ ○ 業 務
2. 履行期間 ○○年○○月○○日～ ○○年○○月○○日
3. 完了検査年月日 ○○年○○月○○日
4. 評定点 別表のとおり
5. 手続き等についての問い合わせ先
(茨城県土木部検査指導課,発注課又は発注事務所)

別表③（閲覧用）

委託業務成績評定結果表

工事番号及び委託業務名	
履行場所	
業務完了年月日	
受注者	
評定点	業務評定 点

記号 第 号
年 月 日

受注者

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

知事又は事（工）務所長

委 託 業 務 成 績 評 定 に 係 る 説 明 書 （回答）

貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1. 委託業務名 ○ ○ ○ ○ ○ 業 務

2. 疑問に対する回答

3. 問い合わせ先（・・・事務所発注の場合は、事務所連絡先）

〒310-8555

水戸市笠原町978番6

茨城県土木部〇〇〇課（発注課）

電話 029-301-〇〇〇〇

参考様式

委託業務成績評定に係わる説明請求書

年 月 日

知事又は所長 殿

〒
住 所
商号又は名称
代表者氏 名
電話番号

1. 説明を求める対象委託業務名

2. 説明を求める内容

以上

(注) 説明を求める書面は、持参又は郵送（簡易書留郵便）により、通知を行った知事又は所長宛提出して下さい。

提出方法が郵便であるときは、配達記録等配達日の特定ができ、説明請求ができる期間内に送達されたことを証するものでなければなりません。